

令和8年度岸本国際交流奨学金による「学部学生の海外活動に対する支援事業 1(Ⅱ期)」

募集要項

1. 支援の目的

医学部学生の国際交流を推進するとともに、国際性豊かな医師・医学者等の養成に寄与することを目的として、諸外国の医療機関等での研修、学会参加等に対する支援を行う。

2. 募集の対象及び助成額

- (1) 医学部医学科及び保健学科の学生を対象とし、学年次は問わないものとする。
- (2) Ⅱ期は、令和8年10月1日から令和9年3月31日の間に本邦を出発するものとする。
- (3) 対象期間内に本邦を出発するものであれば、選考結果が通知されるまでに出国及び帰国となるものについても対象とする。
- (4) 助成の額は、個人企画、グループ企画に関わらず、個人1名につき20万円を上限とする。ただし、他からの奨学金等の受給状況を考慮したうえで決定されるものとする。なお、奨学金等によっては併給を認めていない場合もあるので、各自確認を行った上で申請すること。
- (5) 同一の学生による同一年度内での複数回の受給も認めることとする。
- (6) **本奨学金を受給して渡航する場合は、企画した活動を目的としたものに限ることとし、活動期間の前後に私的な旅行を含めることはできない。(帰省も不可)**
受入期間の前日到着、終了後翌日帰国を原則とするが、生活準備期間として受入期間3日前までの滞在は可能とする。それ以上の滞在が必要な場合は理由書（任意様式）を提出し、委員会が認めた場合は渡航期間に含めることを可能とする。
- (7) 研修プログラム等に申請中で、本奨学金申請期間内に選考結果が判明しない場合でも、対象期間内に本邦を出発するものであれば本奨学金に申請することができる。但し、プログラムが不採用となった場合は、本奨学金への申請は無効となる。

3. 応募方法

以下書類を揃え、期限内に所属の提出先へ提出すること。

- ・ 申請書（様式1）および様式1にて指定する資料
- ・ 日程表（様式2）
- ・ 海外活動の概要（様式3）※グループ企画の場合も全員提出
- ・ 本学教員からの推薦書（様式4）※グループ企画の場合、代表者のみ提出
※署名済みの原本を提出すること。
- ・ 渡航先機関担当者からの受入承諾書（様式5）※グループ企画の場合、代表者のみ提出
- ・ 提出書類チェック表（チェック表を一番上にして提出すること）

※申請時に受入承諾書が取得できない場合は、申請中、交渉中であることが確認できる書類等を提出し、受入期間4週間前までには受入承諾書（メール可）を必ず提出すること。

【提出先】 医 学 科 学 生：教務課学生支援係

Tel:06-6879-3344

E-mail: i-kyomu-gakuseishien@office.osaka-u.ac.jp

保健学科学生：保健学事務室教務係

Tel:06-6879-2512

E-mail: i-hoken-kyomu@office.osaka-u.ac.jp

☆提出期限：令和8年10月8日（木）【期限厳守】

※所定の申請書類は、下記ウェブサイトよりダウンロードすること。

<https://www.med.osaka-u.ac.jp/education/students/format/assist>



4. 選考方法

医学科教務委員会において審査を行った上、11月中旬に決定します。

5. その他

- (1) 申請内容に変更等が生じる可能性がある場合は、事前に各学科担当係へ相談すること。
ただし、内容によっては変更が認められない場合があります。
- (2) 留学中止となった場合は、速やかに連絡すること。
- (3) 奨学金の支給については、帰国後すべての書類が提出されてから各個人口座への支払い手続きが行われる。(期限内に書類の提出がない場合、奨学金を支給しない場合があります。)
- (4) 渡航先機関受入責任者からの受入承諾書を必ず提出すること。所定の期限までに受入承諾書を提出できない場合は、助成取消とします。
- (5) この募集による支援は、学生各自の責任においてなされる留学に対するものであり、事故等に遭遇しても大学や国からの補償はないので、各自必ず保険等に参加すること。
- (6) 助成を受けて海外へ渡航する学生は、海外渡航届システムに登録を行い、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社 (EAJ) の派遣留学生危機管理サービス(OSSMA)に必ず加入すること。手続き方法については、追って各学科教務係より通知があるのでその通知に従って手続きを進めること。
- (7) 帰国後20日以内に所定様式の報告書を提出すること。また、提出された報告書の内容は、医学系研究科 HP などに掲載されることを予め了承しておくこと。(氏名はイニシャルで表記)
- (8) 助成を受けた学生は、岸本基金奨学生同窓会員となるため、年1回開催される同窓会に必ず参加すること。

(参考) この支援事業は、学生の海外活動を支援するため、岸本忠三大阪大学名誉教授（元大阪大学総長）からの御寄附により設立した、「岸本国際交流奨学基金」によるものです。